

仕 様 書

門 真 市 ま ち づ く り 部 道 路 公 園 課

工 事 名：舗装維持工事

工事場所：門真市内一円

工 期：令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

1. 適用範囲について

本特記仕様書は、門真市が発注する舗装維持工事に適用する。本工事の施工に当たっては、別に定める大阪府土木工事共通仕様書及び大阪府土木請負工事必携に基づくものとする。

2. 出来形及び数量計算書について

出来形及び数量計算書については、監督員の指示する様式により、工事毎に提出することとする。

3. 工事写真について

工事写真についてはデジタルカメラで撮影し、工事毎に出来形および数量計算書と共に提出すること。写真の不可視部分についての出来形は、監督員の指示に従うこと。また、監督員の請求があった場合は直ちにデータを提出しなければならない。

4. 事前調査、協議について

請負人は、工事着工に先立ち、地下埋設物調査や道路の使用状況等工事に必要な調査を綿密に行い、調査結果を監督員に報告しなければならない。

施設管理者との協議が必要な場合は、請負人が責任をもって行うものとし、協議結果を監督員に報告すること。ただし、請負人では判断ができない場合は、監督員に報告し指示を受けること。

5. 試験掘について

上記4の結果、工事に支障となる埋設物等がある場合は、監督員と協議し、施設管理者に通知の上、試験掘を行うこと。

6. 許可申請、占用申請について

許可、占用の取得に要する書類作成及び手続きは請負人の負担、責任で行うこと。ただし、本市による申請が必要な場合は、監督員に報告し、指示を受けること。

7. 緊急工事について

緊急を要する工事については、速やかに施工が可能となるよう常時連絡体制を整え、監督員に緊急連絡先を書面にて提出すること。また、監督員より緊急工事の指示があった場合は、必ずその指示に従い速やかに着手することとし、本復旧までの維持管理及び安全管理は請負人の責任で行うこと。

8. 地元における工事周知について

請負人は、工事着手の1週間前までに工事箇所の近隣住民へ口頭及び書面（工事PR文書）にて、工事周知を行わなければならない。なお、周知不足により近隣住民より苦情等があった場合は、工事を中止する等の処置をとり、近隣住民の意向を十分に考慮し、再度周知を行い工事に着手すること。ただし、緊急を要する工事の場合はこの限りではない。

9. 工事中の安全確保について

請負人は、工事中の安全確保に努め、道路使用許可条件を基に交通誘導員を適切に配置すること。また、請負人の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡した上応急処置をとり、請負人の負担によりこれを補修しなければならない。

10. 建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する建設副産物については、関係法令に基づき再資源化施設等に適正に搬出すること。

11. 個人情報の保護及び管理

請負人は、個人情報の重要性を認識し、工事を実施するための個人情報の利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと。

12. 環境対策

請負人は、工事の施工に伴い発生する騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染やその他の環境への負荷の低減及び公害防止のために必要な措置を講じ、適切な申請を行わなければならない。

13. 疑義解釈

当該仕様書等に明記されていない事項で、施工上必要なものについては、監督員と協議によるものとする。